

居宅介護支援重要事項説明書

(令和6年11月1日現在)

1 提供するサービスについての相談窓口

- (事業所名) 居宅介護支援センター・コスモス
(電 話) 095-850-0100
(担当者名) 山中 健次 (介護支援専門員)

2 事業所の概要

(1) 居宅介護支援事業者の指定番号及びサービス提供区域

- (住 所) 長崎市京泊3丁目10番5号
(事業者番号) 4270102603

(提供区域) 長崎市、時津町、長与町の区域

※ただし、長崎市においては以下の区域は含まないものとする。

旧外海町のうち池島町、旧三和町、旧野母崎町、旧高島町、旧香焼町、旧伊王島町

(2) 事業所の職員体制

	氏 名	勤務形態	職務内容
管理者	山中 健次	常勤・兼務	事業所の管理・運営
介護支援専門員	山中 健次	常勤・兼務	居宅介護支援業務
	梅野 由美子	常勤・専従	居宅介護支援業務
	濱口 裕紀	常勤・専従	居宅介護支援業務
	金谷 成晃	常勤・専従	居宅介護支援業務
事務員	宮木 典子	常勤・専従	介護給付費等の請求事務及び通信連絡事務等

(3) 営業時間及び休日

(営業日) 月曜日～土曜日

(営業時間) 午前8:30 ～ 午後5:30

(休日) 日曜日、8月14日～15日及び12月31日～1月3日

(緊急連絡先) 095-850-0100 24時間連絡が取れるように体制を整えています。

(4) 事業の目的

要介護状態にある方が、その有する能力に応じ、住み慣れた地域で自立した日常生活を営むことが出来るよう、適切な居宅介護支援を提供することを目的とします。

(5) 運営方針

- ① 当事業所は、利用者様が保健・医療・福祉サービスを適切に利用出来るよう、要介護状態の方の依頼を受けて、その心身の状況、置かれている環境、及びその家族の希望等を勘案し、居宅サービス計画書（ケアプラン）を作成するとともに、サービス計画に基づき、各サービスの提供が確保されるよう、事業者等との連絡調整・介護保険施設の紹介、その他の便宜の提供を行います。
- ② 事業の提供にあたっては、利用者様の意思及び人格を尊重し、利用者様の立場に立って、提供される居宅サービス等が、特定のサービス提供事業者に不当に偏することのないよう、公正中立に複数の事業所の紹介を行います。また、必要に応じて居宅サービス計画書に位置付けたサービス事業所を選定した理由を説明します。
- ③ 上記のほか、「指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営」に関する基準（厚生省令第39号、平成11年3月31日付）第13条の具体的取り扱い方針を遵守します。

(6) その他

当事業所は主任介護支援専門員を配置しています。また専門性の高い人材を確保し、より質が高いケアマネジメントを行う事業所として、特定事業所加算(Ⅱ)を算定しています。

3 居宅介護支援の申し込みからサービス開始までの流れと主な内容

利用者様からの依頼を受け、当事業所が行う居宅介護支援事業について充分説明して、同意を頂いた場合は、居宅介護支援契約を結びサービスの提供を開始します。

提供できるサービスは、利用者様の状況把握、居宅サービス計画作成の支援、サービス実施状況把握及び評価、居宅サービス計画の変更支援、給付管理、要介護認定新規申請の代行、要介護認定更新申請の代行、要介護状態区分変更申請の代行、サービス事業者との連絡調整、介護保険施等への入所の支援です。

4 利用料金

- (1) 自己負担はありません。
- (2) 利用者様はいつでも解約できます、解約料は無料です。

5 サービスの利用について

- (1) サービス利用の開始についてはお電話でお申し込み頂くか、当事業所の介護支援専門員がお伺い致します。
- (2) 利用者様の都合でサービス利用を終了する場合は、口頭、電話、文書でご連絡ください、いつでも解約できます。
- (3) 当事業所の都合でサービスを終了する場合は、終了1ヶ月前までに文書で通知致します。また、地域の他の居宅介護支援事業所をご紹介致します。
- (4) 利用者様が介護保険施設等に入所された場合は、自動的にサービスは終了致します。
- (5) 利用者様の要介護認定区分が「非該当」と認定された場合は、自動的にサービスは終了致します。
- (6) 利用者様が死亡された場合は、自動的にサービスは終了致します。
- (7) 利用者様及びご家族の方が当事業所及び職員に対して、本契約を継続し難い程の背任行為を行った場合は、文書で通知する事によって、即座にサービスを終了することがあります。

6 虐待の防止について

当事業所は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- (1) 虐待防止に関する責任者の選定
(虐待防止に関する責任者) 山中 健次
- (2) 成年後見制度の利用支援
- (3) 苦情解決体制の整備
- (4) 従業者に対する虐待防止を啓発・普及するための研修実施
- (5) 虐待防止のための対策を検討する委員会を設置
- (6) 虐待の防止のための指針の作成

7 業務継続計画の策定等について

- (1) 感染症に係る業務継続計画及び災害に係る業務継続計画を作成します。
- (2) 感染症及び災害に係る研修を定期的（年1回以上）に行います。
- (3) 感染症や災害が発生した場合において迅速に行動できるよう、訓練を実施します。

8 衛生管理等について

当事業所は、感染症の予防及びまん延防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- (1) 感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会の設置
- (2) 感染症の予防及びまん延の防止のための指針の作成
- (3) 感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練の実施
- (4) 介護支援専門員等の清潔の保持及び健康状態についての必要な管理
- (5) 事業所の設備及び備品等についての衛生的な管理

9 サービス提供に関する相談、苦情について

(1) 苦情相談窓口

- ① 当事業所のサービス内容に関する苦情相談窓口は下記のとおりです。
(連絡先) TEL 095-850-0100
(苦情解決責任者) 医療法人秋桜会 統括本部長 山崎 文治
(苦情解決責任者補佐) コスモスガーデンこすもす 施設長 田中 大輔
(苦情受付担当者) 居宅介護支援センター・コスモス 管理者 山中 健次
- ② 当事業所以外相談窓口は下記のとおりです。
長崎市介護保険課 TEL：095-829-1163
長与町役場介護保険課 TEL：095-883-1111 (代表)
時津町役場高齢者支援課 TEL：095-882-2211 (代表)
長崎県国民健康保険団体連合会介護保険課 TEL：095-826-7291

(2) 苦情相談の進め方

- ① 苦情受付担当者は、利用者様またはそのご家族等から苦情を受付、苦情内容及び意向等の確認と記録、受け付けた苦情及びその改善状況等を苦情解決責任者へ報告を行います。
- ② 苦情解決責任者または補佐は、利用者様またはそのご家族等からの苦情に対し、誠意を尽くして話し合いにのぞみ、苦情解決を円滑・円満に図るよう最善を尽くします。
- ③ 苦情対応委員会を設置し、重大な内容の苦情や再発防止策について協議します。
- ④ 当事業所で解決できない場合は、保険者と相談し早期解決に努めます。それでも解決困難な場合は、長崎県国民健康保険団体連合会介護保険課へ依頼し早期解決に努めます。

10 事故防止、事故処理の対応について

利用者に対する居宅介護支援の提供により事故が発生した場合は、行政機関及び利用者の家族に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

(1) 事故処理の体制及び職務等

- ① 事故処理責任者は以下のとおりとし、家族、主治医、その他の関係機関への連絡等、事故後の処理を迅速かつ適切に進めることを職務とします。
医療法人秋桜会 統括本部長 山崎 文治
- ② 事故処理責任者補佐は以下のとおりとし、事故処理責任者を補佐し、事故処理責任者に事故ある時はその職務を代理します。
コスモスガーデンこすもす 施設長 田中 大輔
- ③ 事故処理担当者は以下のとおりとし、事故報告書の作成し事故処理責任者へ提出する。
居宅介護支援センター・コスモス 管理者 山中 健次

(2) 事故処理委員会の設置

- ① 事故処理委員会は事故処理責任者、事故処理責任者補佐、事故処理担当者で構成され、適切な処理、関係機関等に対する迅速な情報提供、賠償責任の明確化、再発防止策の検討等について協議します。
- ② 事故処理委員会は、緊急時の連絡がスムーズに行えるように、連絡網を整備します。

(3) 書類、記録の整備

- ① 事故発生後は出来るだけ早く事故報告書を作成し、事故処理責任者へ提出します。
- ② 提出された事故報告書は、事故処理委員会で事故原因の究明、分析、事故後の対応、再発防止策の協議に使用されます。
- ③ 事故原因の究明、分析後は全職員に周知・徹底を図ります。
- ④ 提出された事故報告書は、事故処理委員会で責任を持って管理、保存します。

11 秘密の保持について

居宅介護支援サービスの提供、苦情相談及び事故防止、事故処理において知り得た利用者及びその家族に関する秘密及び個人情報については、利用者又は第三者の生命、身体等に危険がある場合など正当な理由がある場合を除いて、契約中及び契約終了後、第三者に漏らす事はありません。

また、あらかじめ文書により利用者及びその家族の同意を得ない限り、サービス担当者会議、その他医療機関等、関係機関に利用者又はその家族の個人情報を提供する事はありません。

12 当事業所の関連事業

(1) 名称 医療法人 秋桜会

①長崎新港診療所

②通所リハビリテーション

③地域密着型通所介護

④認知症対応型共同生活介護

⑤介護老人保健施設（通所リハビリテーション・短期入所療養介護・訪問リハビリテーション）

⑥訪問介護（休止中）

重要事項説明書についての同意

当事業所は居宅介護支援の提供にあたり、利用者様及びご家族に対して、重要事項説明書に基づいて十分に説明致しました。

令和 年 月 日

説明者

私達は重要事項説明書に基づいて、十分な説明を受け、同意致しました。

令和 年 月 日

利用者

住 所

氏 名

利用者家族

住 所

氏 名